

第百十五号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、イからニまでを削り、同項ホからレまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同項中ホからレまでをイからワまでとし、同表三十六の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）」を「東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第 号）」に改め、同項へ中「別表四の項」を「別表一の項」に改め、同表三十八の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例（）」を「東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号。）」に改め、同表三十九の項、四十一の項、四十四の項、四十九の項、五十四の項及び五十八の項中「東京都福祉保健局関係手数料条例」を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改める。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。